



島根県報

平成23年10月4日（火）

号外 第 173 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部の施行期日を定める規則	（斐伊 神川 収録課）	2
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	2

公布された条例等のあらまし**◇島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部の施行期日を定める規則（規則第76号）**

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例附則第1項ただし書に規定する規定（同条例附則第2項の規定を除く。）の施行期日は、平成23年10月5日とすることとした。

◇島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第77号）**1 規則の概要**

(1) スポーツ施設の施設等の使用料を減免することができる場合を次のとおり定めることとした。（第4条関係）

ア 島根県が所有する艇を艇保管庫に保管する場合 使用料の全額に相当する額

イ 島根県以外の地方公共団体が所有する艇を条例第2条に規定する目的のために艇保管庫に保管する場合 使用料の全額に相当する額

(2) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部の施行に伴う様式の整備

(3) その他様式の整備

2 施行期日

平成23年10月5日から施行することとした。

規 則

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第76号

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部の施行期日を定める規則

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15号）附則第1項ただし書に規定する規定（同条例附則第2項の規定を除く。）の施行期日は、平成23年10月5日とする。

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第77号

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（平成23年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 島根県が所有する艇を艇保管庫（条例別表第2に掲げる艇保管庫をいう。以下同じ。）に保管する場合 使用料の全額に相当する額

(4) 島根県以外の地方公共団体が所有する艇を条例第2条に規定する目的のために艇保管庫に保管する場合 使用料の全額に相当する額

様式第1号表面中「施設等使用（変更）許可申請書」を「施設等使用（変更）許可申請書（自転車競技施設）」に、

「 _____ 」 「 _____ 」

--

 名 を

--

 人 に、「破損」を「破損し、」に改め、同様式裏面中
 「

1式／4時間
1式／4時間
1式／4時間
1式／4時間

 を
 「

1式／4時間
1台／4時間
1台／4時間
1台／4時間

 に、
 「

20脚
20脚

 を
 「

20脚
50脚

 に改め、同様式を様式第1号そ

の1とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第1号その2（第2条関係）

(表面)

施設等使用（変更）許可申請書（ボート競技施設（艇保管庫以外））

年 月 日

様

住所又は所在地

(団体名)

代表者氏名

連絡先

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例及び島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の規定並びに使用条件に承諾のうえ、下記のとおり施設等を使用（許可に係る事項を変更）したいので申請します。

記

使用日時		自： 年 月 日 時 至： 年 月 日 時	使用人数	人	
使用の目的又は内容					
区 分	単 位	使用料（円）	使用時間		
ボート競技施設	会議室	午前9時から午後1時まで	290		
		午後1時から午後5時まで	290		
		午前9時から午後5時まで	580		
		その他の時間1時間	80		
	シャワー室	冷水シャワー 1回/1人	50	延べ	人
		温水シャワー 1回/1人	230	延べ	人
	外部電源※	午前9時から午後1時まで/1か所	140		
		午後1時から午後5時まで/1か所	140		
		午前9時から午後5時まで/1か所	290		
		その他の時間1時間/1か所	40		(最大16か所)
ボートコース		無料			
配艇場等		無料			
使用条件					
1 使用後は整理整頓し、原状に回復すること。 2 施設等を破損し、又は滅失したときは、速やかに係員に報告すること。 3 施設等の使用の際、使用者の過失により発生した事故については、県は責任を負わないこと。					

注 1 太枠の中を記入すること。

2 変更許可を申請する際は、交付された使用許可書を添付すること。

3 ※印については、屋内（会議室、トイレ及びシャワー室を除く。）の電源を含む。

(裏面)

区 分		設備保有数	単 位	使用料 (円)	使 用 数
ボート競技施設附属設備	シングルスカル艇	男5艇、女5艇	1艇/4時間	150	
	ダブルスカル艇	男5艇、女5艇	1艇/4時間	330	
	審判艇 ※1	2艇	1艇/4時間	730	
	作業船 ※1	2隻	1隻/4時間	880	
	発艇設備	1式	1式/4時間	1,050	
	放送設備	1式	1式/4時間	100	
	競技用具	1式	1式/4時間	60	
	長机 ※2	20脚	1脚/1日	60	
椅子 ※2	50脚	1脚/1日	30		

注 1 太枠の中を記入すること。

2 ※1印については、別途燃料が必要となる。

3 ※2印については、屋外で使用する数量のみ記入すること。

様式第1号その3（第2条関係）

施設等使用（変更）許可申請書（ボート競技施設（艇保管庫））

年 月 日

様

住所又は所在地

（団体名）

代表者氏名

連絡先

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例及び島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の規定並びに使用条件に承諾のうえ、下記のとおり施設等を使用（許可に係る事項を変更）したいので申請します。

記

使用期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日					
使用の目的						
区 分	単 位	使用料（円）	艇 数			
ボート競技施設 艇保管庫	シングルスカル艇	1艇／1月（1年未満）	480			
		1艇／1年	5,790			
	ダブルスカル艇	1艇／1月（1年未満）	560			
		1艇／1年	6,890			
	クォドプル艇	1艇／1月（1年未満）	770			
		1艇／1年	9,380			
	ナックルフォア艇	1艇／1月（1年未満）	650			
		1艇／1年	7,820			
	エイト艇	1艇／1月（1年未満）	1,050			
		1艇／1年	12,600			
	使用条件					
	1 使用後は整理整頓し、原状に回復すること。					
2 施設等を破損し、又は滅失したときは、速やかに係員に報告すること。						
3 施設等の使用の際、使用者の過失により発生した事故については、県は責任を負わないこと。						

注 1 太枠の中を記入すること。

2 変更許可を申請する際は、交付された使用許可書を添付すること。

様式第2号表面中「施設等使用（変更）許可書」を「施設等使用（変更）許可書（自転車競技施設）」に、

「

」を「

」に、「裏面より」を「裏面から」に改め、同様式裏面中

「

」を「

」に、「破損」を「破損し、」に改め、同様式を様式第2号その1とし、同

様式の次に次の2様式を加える。

様式第2号その2（第3条関係）

(表面)

施設等使用（変更）許可書（ボート競技施設（艇保管庫以外））

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった施設等の使用（許可に係る事項の変更）について下記のとおり許可します。

記

使用日時		自： 年 月 日 時 至： 年 月 日 時	使用人数	人	
使用の目的又は内容					
区 分	単 位	使用料（円）	使用時間	金 額	
ボート競技施設	会議室	午前9時から午後1時まで	290	円	
		午後1時から午後5時まで	290		
		午前9時から午後5時まで	580		
		その他の時間1時間	80		
	シャワー室	冷水シャワー 1回/1人	50	延べ 人	円
		温水シャワー 1回/1人	230	延べ 人	円
	外部電源	午前9時から午後1時まで/1か所	140	円	
		午後1時から午後5時まで/1か所	140		
		午前9時から午後5時まで/1か所	290		
		その他の時間1時間/1か所	40		
ボートコース		無料		無料	
配艇場等		無料		無料	

施設使用料	円
附属設備使用料（裏面から転記）	円
使用料合計額	円

減免申請	減免金額	円
有 ・ 無		

減免後の使用料合計額	円
------------	---

(裏面)

区 分	単 位	使用料 (円)	使 用 数	金 額
ボート競技施設附属設備	シングルスカル艇	1艇/4時間	150	円
	ダブルスカル艇	1艇/4時間	330	円
	審判艇	1艇/4時間	730	円
	作業船	1隻/4時間	880	円
	発艇設備	1式/4時間	1,050	円
	放送設備	1式/4時間	100	円
	競技用具	1式/4時間	60	円
	長机	1脚/1日	60	円
椅子	1脚/1日	30	円	

附属設備使用料	円
---------	---

使用条件

- 1 使用後は整理整頓し、原状に回復すること。
- 2 施設等を破損し、又は滅失したときは、速やかに係員に報告すること。
- 3 施設等の使用の際、使用者の過失により発生した事故については、県は責任を負わないこと。

使用条件 (付加)

注 施設等を使用する際には本許可書を携帯し、係員の求めに応じ提示すること。

様式第2号その3 (第3条関係)

施設等使用(変更)許可書(ボート競技施設(艇保管庫))

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付で申請のあった施設等の使用(許可に係る事項の変更)について下記のとおり許可します。

記

使用期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日			
使用の目的				
区 分	単 位	使用料(円)	艇 数	金 額
ボート競技施設 艇保管庫	シングルスカル艇	1艇/1月(1年未満)	480	円
		1艇/1年	5,790	
	ダブルスカル艇	1艇/1月(1年未満)	560	円
		1艇/1年	6,890	
	クォドプル艇	1艇/1月(1年未満)	770	円
		1艇/1年	9,380	
	ナックルフォア艇	1艇/1月(1年未満)	650	円
		1艇/1年	7,820	
	エイト艇	1艇/1月(1年未満)	1,050	円
		1艇/1年	12,600	

使用料合計額	円
--------	---

減免申請	減免金額	円
有 ・ 無		

減免後の使用料合計額	円
------------	---

使用条件

- 1 使用後は整理整頓し、原状に回復すること。
- 2 施設等を破損し、又は滅失したときは、速やかに係員に報告すること。
- 3 施設等の使用の際、使用者の過失により発生した事故については、県は責任を負わないこと。

使用条件(付加)

様式第3号中 「名」 を 「人」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により作成された申請書でこの規則の施行の際受理されているものは、この規則による改正後の島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により作成された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定により交付された許可書は、新規則の規定により交付された許可書とみなす。